

## 計画段階環境配慮書作成における複数案の設定に係る 技術指針マニュアルの記載

### 配慮書の実施時期

配慮書手続の目的は重大な影響の回避・低減であることから、事業の「位置・規模」または「配置・構造」に係る複数案の設定が可能な時期から、「位置・規模」または「配置・構造」が確定する前までに実施することが望ましい。

### 複数案による優先事項【位置・規模】

位置等の複数案の設定に当たっては、位置・規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、計画段階配慮事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために工作物の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

### ゼロ・オプションの規定及びゼロ・オプションを設定しない場合の理由の明記

- ・位置等に関する複数案に当たっては、当該事業に代わる事業の実施により、当該事業の目的が達成されるなど、当該事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）を含めるよう努めるものとし、当該案を複数案に含めない場合は理由を明らかにする。
- ・ゼロ・オプションは、事業目的が達成可能で法及び条例対象事業種の事業を実施しない案であり、「複数案のひとつ」とする。
- ・現状や現状推移結果である BAU(Business As Usual)はゼロ・オプションには該当しない。ただし BAU と事業案の比較は環境影響を把握する上で有効である。
- ・複数案の一つに法及び条例対象事業種以外の事業（施策を含む。）による案が設定される場合は、これをゼロ・オプションとして取扱う。